

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（法務省）

制 度 名	個人が日本司法支援センターに寄附を行った場合における税額控除の導入				
税 目	所得税				
要 望 の 内 容	<p>日本司法支援センターに対する個人からの寄附金について、従前の寄附金控除（所得控除）に加え、新たに寄附額の 40% を税額控除する制度（※）を導入し、所得控除との選択制とする。 ※控除額は、所得税額の 25% を上限とする。</p> <table border="1" data-bbox="874 651 1484 745"> <tr> <td data-bbox="874 651 1219 745">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1219 651 1484 745">▲ 1. 2 百万円 （ - ）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 1. 2 百万円 （ - ）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲ 1. 2 百万円 （ - ）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、裁判その他の法による紛争解決制度の利用をより容易にするとともに、弁護士等のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（総合法律支援）の中核をなす法人である。 本要望は、支援センターに寄附を行った者に対して、税制上の優遇措置を講ずることによって寄附を促進し、もって支援センターによる業務の円滑かつ確実な実施を確保し、総合法律支援の推進を図ることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 支援センターに対する個人からの寄附については、現在、寄附金控除（所得控除）の対象になっているが、所得控除は高所得者に有利な制度となっており、低所得者に対する寄附促進効果が弱い。そのため、低所得者に有利な税額控除を新たに導入し、現行の所得控除との選択制にすることは、公益的・公共的な業務を行う支援センターに対する寄附を促進し、支援センターによる業務の円滑かつ確実な実施を確保し、総合法律支援の推進及び寄附文化の醸成を図るために必要な施策である。 また、寄附を促進することにより、支援センターに対する国の財政上の措置（総合法律支援法第 48 条、準用通則法第 46 条による運営費交付金）を軽減し得る効果も期待できる。 なお、本年 4 月に公表された「市民公益税制 P T 中間報告書」においては、認定 N P O 法人に対する寄附について、「所得控除は、高所得者に有利な制度となっており、所得の低い人に対する寄附促進効果が弱いことから、草の根の寄附を促進するため、新たに税額控除を導入し、所得控除との選択制とする」とともに、「・・・学校法人、社会福祉法人等に対する寄附について、税額控除を・・・検討する」と記載されているところ、支援センターは、社会福祉法人及び学校法人とほぼ同様の税制措置を受けている。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	I 基本法制の維持及び整備 2 司法制度改革の推進 (1) 総合法律支援の充実強化
		政策の達成目標	税額控除を導入し、現行の所得控除との選択制にすることにより、寄附を促進し、総合法律支援の推進及び寄附文化の醸成を図り、「新しい公共」に資すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	日本司法支援センター
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	一般的に、所得控除は高所得者に有利な制度となっており、低所得者に対する促進効果が弱い制度であった。 新たに寄附金額の40%を税額控除する制度を新設し、所得控除との選択制とすることで、寄附者が実質的負担の低い制度を選択することが可能となる。そのため、従前と比較して幅広い寄附の獲得が見込まれるため、政策目的達成の手段として有効である。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	支援センターに対して、個人が寄附を行った場合の所得控除(寄附金控除)
		予算上の措置等の要求内容及び金額	(平成22年度) 運営費交付金 155.4億円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	支援センターは、国からの運営費交付金収入、国選弁護士確保業務委託費収入のほか、自主財源である補助金等収入、民事法律扶助事業収入、司法過疎対策事業収入、事業外収入により運営されており、寄附金収入は、補助金等収入に含まれるところ、支援センターによる業務の円滑かつ確実な実施を確保し、総合法律支援の推進を図るためには、必要な資金の確保が不可欠である。 そのため、税額控除を導入し、寄附の促進を図り、寄附金収入が増加することで、必要な資金の確保だけでなく、国の財政上の措置(運営費交付金)を軽減し得る効果等も期待できる。

		要望の措置の妥当性	現在の寄附金控除（所得控除）に加え、低所得者にとって税制上の優遇効果が強い税額控除を導入し、所得控除との選択制にすることで、公益的・公共的な業務を行う支援センターに対する寄附を促進するものであり、総合法律支援の推進、寄附文化の醸成、「新しい公共」の実現、国の財源措置の軽減を図ることができるため、妥当な措置である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
		これまでの要望経緯	—